

流域治水の概要

1 概要

国は、令和元年東日本台風など近年の激甚な水害の発生、さらには、今後の気候変動による降雨量の増大や水害の激甚化・頻発化が予測されることを踏まえ、これまでの河川・下水道等による治水対策に加え、河川流域のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害の軽減を図る「流域治水」への転換を進めている。

本市においては、二級水系のうち河川整備計画に基づき河川整備を予定している夏井川・鮫川及び藤原川の3水系について、河川管理者である県や流域市町村と連携しながら、河川改修等のハード整備や避難・水防等のソフト施策の全体像を示した「流域治水プロジェクト」を策定し、水害の防止・軽減に向けた取り組みを推進する。

2 主な経過

<国>

- R2.1 「総力戦で挑む防災・減災プロジェクト」の策定・公表(国土交通省)
- R2.7 社会資本整備審議会の答申「気候変動を踏まえた水災害対策のあり方」公表
- R2.10 「二級水系における流域治水プロジェクトの推進について」(国交省から都道府県へ通知)
- R3.3 全国 109 一級水系の「流域治水プロジェクト」を策定・公表

<県・市>

- R3.4 第1回夏井川・鮫川流域治水協議会(協議会設置 4/21)
- R3.7 第2回夏井川・鮫川流域治水協議会(プロジェクト素案協議 7/2)
- R3.8 第3回夏井川・鮫川流域治水協議会(プロジェクト案協議、策定、公表 8/26)
- R3.12 第1回藤原川流域治水協議会(協議会設置、プロジェクト素案協議 12/27)
- R4.2 第2回藤原川流域治水協議会(プロジェクト案協議、策定 2/10 公表 2/18)
- R5.3 令和4年度夏井川・鮫川・藤原川流域治水協議会(プロジェクト更新案協議、更新3/8)



出典: 社会資本整備審議会「気候変動を踏まえた水災害対策のあり方について」(R2.7)

3 夏井川・鮫川・藤原川流域治水協議会について

(1)目的

夏井川・鮫川・藤原川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策である「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を目的に設置。

(2)協議会の実施事項

- ①流域治水の全体像を共有・検討
- ②流域治水プロジェクトの策定・公表
- ③対策等のフォローアップ

(3)参加者(構成員)

- ・国(国土交通省、気象庁、林野庁)
- ・福島県(土木部、危機管理部、農林水産部)
- ・流域市町村(いわき市、田村市、小野町、鮫川村、古殿町)
- ・その他(森林研究・整備機構森林整備センター)

(4)参加者(民間有識者)

- ・河川関係団体
- ・商工会議所
- ・まちづくり団体
- ・宅地建物取引業協会

(5)事務局

- ・福島県いわき建設事務所企画調査課
- ・いわき市土木部河川課

4 今後の予定

国・県及び流域市町村と連携し、今般策定した「夏井川、鮫川、藤原川水系流域治水プロジェクト」に基づき、総合的な治水対策を推進する。

また、流域治水協議会においては、引き続き、プロジェクトの進行管理やフォローアップを実施する。

【事務担当】

いわき市 土木部 河川課 電話番号 22-7492